

市からの お知らせ

- 主催者
 - 日時・期間
 - 対象・定員
 - 場所・会場 講師
 - 費用(記載のないものは無料)
 - 持ち物
 - 申込方法 問い合わせ
 - 保育 保育あり
 - 手話 手話または要約筆記あり(下欄※参照)
- ※市外局番「0422」は省略。

申し込み記入例

- あて先は
各記事の申込先へ
- 住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ
- 往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号・メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育・手話希望の有無など)

お知らせ

マイナポイント第2弾の期限が延長されました

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方を対象に、指定のキャッシュレス決済サービスへ最大2万円分のマイナポイントが付与されます。

◆同ポイントの予約・申し込み支援

日・月・火・木・土曜日午前9時～午後5時、水・金曜日午前9時～午後7時(受付は閉館30分前まで)

※混み合うため、長時間お待たせする場合があります。

所 三鷹産業プラザ6階(下連雀3-38-4)

問 三鷹市マイナンバーカードセンター ☎40-0311

『三鷹市個人情報保護条例』を改正しました

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から適用されることに伴い、同条例を改正しました。条例は、市ホームページに掲載するほか、相談・情報課(市役所2階)で閲覧できます。

問 同課 ☎44-6600

1月26日は「文化財防火デー」 育てよう 歴史を守る 防火の心

文化財防火デーは昭和24(1949)年の法隆寺金堂の火災を教訓として30(1955)年に制定されました。三鷹消防署では、1月26日(木)を中心に自衛消防訓練の実施を呼び掛け、文化財の火災予防を推進します。

問 同署 ☎47-0119

税金

1月31日(火)は市民税・都民税(第4期)の納期です

市税を未納のままにすると、法令に基づき延滞金が加算されます。納期内の納付が困難な場合は、納税課(市役所

2階25番窓口)へご相談ください。納付は口座振替のほか、コンビニエンスストアやペイジー対応のATM、スマートフォンのアプリからでも可能です。

問 同課 ☎29-9218(口座振替)・☎29-9210(納税相談)

償却資産の申告はお早めに

市内に事業用資産(会社、工場、商店などで使用する構築物・機械・備品など)を有する方

※賃貸物件を借りて事業をしている方が、自身の費用で施工した内装・造作・建築設備なども申告が必要です。

申 1月31日(火)までに資産税課(市役所2階28番窓口)へ

問 同課 ☎29-9197

※eLTAX(エルタックス)で電子申告もできます。詳しくはeLTAXホームページ [HP](https://www.eltax.lta.go.jp/) <https://www.eltax.lta.go.jp/>または同ヘルプデスク ☎0570-081459へ。

子育て・教育

児童扶養手当を振り込みます

令和4年11・12月分の同手当を、1月10日(火)に指定預金口座に振り込みます。

問 子育て支援課 ☎29-9675

令和5年度小学校入学予定の 外国籍児童の就学案内

平成28年4月2日～29年4月1日生まれの日本国籍を持っていない市内在住のお子さんで、4月1日から市立小学校への入学を希望する方

申 お子さんの在留カードなど、氏名・生年月日・性別・住所が確認できるものを学務課(教育センター1階)へ

問 同課 ☎29-9814

むらさき子どもひろばの催し(1月)

◆乳幼児のあそびひろば

日 げんきっ子ランド=月曜日午前9時～正午、みんなであそぼ! =火～金曜日、14日(土)午前11時～11時30分(10日(火)・11日(水)・18日(水)・25日(水)を除く)

申 当日会場へ

◆乳幼児対象のイベント

日 ①すごろくを作って遊ぼう=7日(土)午前10時30分～11時30分、②手形アートスタンプ=10・11日(土)午前11時～11時30分、③Mamaカフェ=25日(土)午前10時30分～11時30分、④スペシャルバースデー=26日(土)・27日(日)午前11時～11時30分

人 ①3歳～就学前のお子さんと保護者10組、②④就学前のお子さん、③1歳6カ月までのお子さんと母親8組

物 ②タオル、汚れてもよい服装
申 ①③1月4日(水)から直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制)、②④当日会場へ

◆小学生対象のイベント

日 ①卓球の日=月・金曜日午後3時30分～4時30分(16日(月)を除く)、②スポーツの日=木曜日午後4時～4時30分、③オリジナルカレンダーを作ろう=7日(土)午後2時30分～3時30分、④一輪車教室=16日(土)午後3時40分～4時30分(雨天中止)、⑤卓球大会=27日(日)午後3時30分～4時30分

人 ③12人、④10人

物 ①②④⑤タオル(②帽子、運動靴、④運動靴、あれば一輪車)

申 ①②⑤当日会場へ、③④1月4日から直接または電話で同ひろば ☎49-5500へ(先着制)

問 同ひろば ☎49-5500

西多世代交流センターの催し

◆和太鼓であそぼう!

日 1月15日(日)午後1時30分から、2時10分から

人 小学1・2年生各回12人

講 和太鼓チーム「綾」[えん]の皆さん

物 タオル

申 1月4日(水)午前9時30分から直接または電話で同センター ☎31-6039へ(先着制)

◆父親講座「パパと一緒に料理教室」

日 1月21日(土)午前10時から

人 年中以上のお子さんと父親10組

講 薬膳コンシェルジュの加藤和歌子さん

¥150円

物 エプロン、三角巾(バンダナ)

申 1月12日(土)午前9時30分から直接または電話で同センター ☎31-6039へ(先着制)

◆ドッジボール大会

日 2月19日(日)小学1～3年生=午前9時45分から、小学4～6年生=午後1時15分から

人 市内の小学生、1チーム6～10人

所 二中

物 タオル、室内履き

申 1月4日～2月10日(金)に直接同センターまたは申し込みフォーム(右記QRコード)へ

問 同センター ☎31-6039



すくすくひろばの催し 年齢別あそびましょ(1月)

日 ①ぞうぐみ「小麦粉粘土であそぼう」=27日(金)、②いちごぐみ=30日(月)、いずれも午前10時15分～11時15分

人 市内在住の①平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれのお子さんと保護者8組、②初めて同ひろばを利用する4年8～9月生まれのお子さんと保護者4組

申 問 ①12日(土)午前10時から直接または電話で同ひろば ☎45-7710へ、②13日(日)午前10時から同ひろば ☎45-7710へ(いずれも先着制)

小学生向け

スクラッチプログラミング教室

所 三鷹市シルバー人材センター

日 ①オンライン教室=2月1日以降の毎週水～土曜日のうち1日午後4時30分～5時30分(月4回)、②月曜入門コース=2月6日～27日の月曜日午後4時15分～5時45分、③火曜入門コース=2月7日～28日の火曜日午後4時30分～6時(いずれも全4回)

人 小学3～6年生①経験者4人、②③5人

¥5,000円(教材費を含む)

物 ①パソコン、②③USBメモリー
申 1月24日(火)(必着)までに必要事項(上記参照)・保護者の氏名、②③はパソコン経験の有無を「〒181-0004新川6-35-16三鷹市シルバー人材センター」へ(申込多数の場合は抽選)

※①は当日までにスクラッチ、Zoomのインストールと設定が必要です。

問 同センター ☎48-6721

おやこでよって

チョコっとあつぷる一む(2月)

所 NPO法人みたか市民協働ネットワーク

日 ①テコドローで産後の体型戻し=2日(木)、②簡単スクラップブック(アルバム編)=4日(土)、③今後の子育てと働き方のバランス講座=6日(月)、④ベビーマッサージでママと赤ちゃんの素肌スキンシップ=9日(木)、⑤働くママのお話会=11日(土・祝)、⑥産前・産後の骨盤ケア=13日(月)、⑦私の妊娠・出産体験を語り合う会・短編映画上映会=16日(木)、⑧ベビーサインで楽しい子育て=20日(月)、⑨足形つきのバッグを作ろう!=23日(木・祝)、⑩泣き止む、よく寝る抱っここの方法と抱っこひも=25日(土)、⑪ヨガママで骨盤調整(ハイハイ前)=27日(月)、いずれも午前10時30分～正午(②は午後1時30分～3時)

人 ①首据わり～1歳6カ月のお子さんと母親、②⑦3歳までのお子さんと保護者、妊婦、③⑥3歳までのお子さんと母親、妊婦、④2～11カ月のお子さんと保護者、⑤3歳までのお子さんと働く母親(産休、育休中を含む)、⑧4カ月～1歳6カ月のお子さんと保護者、⑨3歳までのお子さんと保護者、⑩首据わりまでの

20歳になったら国民年金 問 市民課 ☎0422-29-9190

国民年金とは、働く世代が保険料を納めて、高齢の方(老齢年金)や障がいのある方(障害年金)、家族の働き手が亡くなった方(遺族年金)などを社会全体で支える仕組みです。20～60歳の方は加入が義務付けられています。年金の給付は生涯にわたって保障されます。

保険料納付の猶予制度があります

◆学生納付特例制度

人 本人の所得が一定額以下の学生

◆納付猶予制度

人 本人・配偶者の所得が一定額以下の50歳未満の方

※10年以内であれば、保険料を後から納付して受給額を増やせます。